

Q & A

児童虐待・医療ネグレクトへの対応

Q1. 外来で幼児患者を診察したところ身体に数多くの痣を認めました。患者を連れてきた母親は、幼児がよく転ぶので痣が多いと説明していますが不自然です。また幼児本人は母親の顔を窺い、母親の機嫌を損ねないようにしている様子です。児童虐待が疑われるのですが、対処方法を教えてください。

Q2. 先天性疾患の幼児患者に対して早期に手術が必要です。患者両親に根治手術の必要性を説明しましたが、今すぐの手術は必要ないと言って同意しません。すぐに手術をしなければ予後不良となる危険があります。患者両親を説得して同意を得ることは難しい状況のため、両親の同意無しに手術することはできないでしょうか。

A1. 未成年の患者を診察した際の身体状況、患者の態度から、医師または看護師が児童虐待に気づくことがあります。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、福祉事務所もしくは児童相談所に通告する義務を負います（児童虐待防止法第6条）。虐待の確証がない場合でも通告義務がありますので、福祉事務所または児童相談所に通告してください。

また医師や看護師は、児童虐待の早期発見に努めなければならない、という努力義務が課せられていますので（同法第5条1項）、診療の際には留意してください。

万が一、通報後に虐待の事実が認められなかったとしても、医師や看護師は、虐待の事実がないことを認識しながらあえて通告をした場合などを除き、通告をしたことについて法的責任を問われません（[「児童虐待を疑った通告者の責任」東京高裁平成25年9月26日判決](#)）。

なお両親から「医療機関が通告した」としてクレームを受ける恐れを懸念して通告を躊躇することもあるかと思いますが、福祉事務所や児童相談所は、通告をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされています（児童虐待防止法第7条）。

A2. 治療方法に複数の選択肢がある場合、それぞれ利害得失がありますから、最終的には患者本人が選択し、治療に同意します。患者が幼児であっても基本的に変わらず、選択・同意は患者に委ねられます。患者が幼児の場合には、本人に代替して親権者である両親に説明し、

両親が治療方法を選択し同意することになります。

医師の勧める治療法に両親が同意しないというだけで直ちに医療ネグレクトに該当するわけではありませんが、幼児に必要な治療について、両親が理由なく同意しないケースも残念ながら存在します。

医師からいくら治療の必要性を説明しても両親が合理的理由なく同意しない場合には医療ネグレクトとして児童虐待に該当する可能性がありますので、その場合には児童相談所に通告・相談してください。

児童相談所では、必要があると認めれば幼児を一時保護します（児童福祉法第33条）。その後の対応は児童相談所が担い手の中心となり、医師が積極的に両親や幼児の間に入るなどの介入措置を講ずる必要はありません。

参考までにその後の手続きを紹介します。児童相談所長は親権停止の審判（民法第834条の2）を申し立てます。医師や医療機関が申し立てるものではありません。児童相談所長は申し立ての際に、医療行為の必要性および内容、緊急性の程度を記載した医師の意見書を資料として裁判所に提出します。医師はその意見書を作成する範囲で関与・協力します。

令和2年1月から12月までの1年間に、医療ネグレクトを原因とする親権停止が認められたのは全国で9件です（[「親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況—令和2年1月～12月—」最高裁判所事務総局家庭局](#)）。

親権停止の審判がなされるまでに病状が進行してしまうなど時間的猶予が無い場合には、上記親権停止の審判がなされるまでの暫定的な措置として、両親の親権者としての職務の執行を停止するよう児童相談所長が申し立て、児童相談所長を職務代行者とする手続きがあります（家事事件手続法第174条1項）。実際、乳児がすぐに手術をしなければならぬ病状（公刊された判例集ではプライバシー保護のため病名不明です）で、事前に手術中の輸血について同意を得ておく必要があるにもかかわらず、宗教上の理由から両親が同意を拒んだため、暫定的な措置として両親の親権者としての職務の執行を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任したケースがあります（東京家裁平成27年4月14日審判）。この暫定的な措置の際には親権者の意見（陳述）を聴取するのが原則ですが、時間的余裕が無い場合には親権者である両親の意見を聴かずに親権者としての職務の執行を停止することができ（家事事件手続法107条）、上記平成27年審判でも両親の陳述を聞かずに審判がなされています。

なお、上記裁判所手続きを踏まえることすらできない緊急事態も想定されます。生命・身

体の安全確保のため緊急の必要がある場合、両親の親権者としての職務の執行を停止する保全処分をすることなく、直ちに児童相談所長の同意により医療行為を実施することができます（児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項乃至第 4 項）。

【参考文献】

- ・ [「親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況—令和 2 年 1 月～12 月—」（最高裁判所事務総局家庭局）](#)
- ・ [「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）](#)
- ・ 東京家庭裁判所平成 27 年 4 月 14 日審判
- ・ 判例時報 2284 号 109 頁
- ・ 判例タイムズ 1423 号 379 頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [4. 虐待のおそれ - どういうことから疑い, どうするか -***](#)
- ・ [医療機関における子ども虐待の対応と早期発見***](#)
- ・ [輸血拒否をはじめとした医療ネグレクトに対しての医療者としての対応について**](#)
- ・ [治療拒否と医療ネグレクト***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。